

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年7月1日

京都市教育委員会

委員長 水野彌一

京都市教育委員会規則第5号

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第4中

18 夏季において盆等の 諸行事，心身の健康の維 持及び増進又は家庭生 活の充実を図る場合	1年について7月から9月の間の3日以内 で，そのつど必要と認められる期間
--	---

を

18 夏季において盆等の 諸行事，心身の健康の維 持及び増進又は家庭生 活の充実を図る場合	1年について7月から9月までの間の4日 以内で，そのつど必要と認められる期間
--	---

に改める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)